

企画競争に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2026年7月16日

独立行政法人情報処理推進機構

件名: 「サイバーセキュリティお助け隊サービス(新類型)実証事業」(第2回公開分)

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
119	I. 公募要領	P.3	2. 応募資格(3)	複数企業でコンソーシアムを組成して応募する場合(再委託形式を含む)、応募資格(全省庁統一資格等)は代表提案者のみが満たせばよいという理解でよいか。また、評価項目「4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」の認定は、代表提案者の認定のみが評価対象となるか。	応募資格(全省庁統一資格等)、並びにワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の認定は、提案者(契約者)を対象とするものです。	2026年7月16日
120	II. 契約書(案)	P.13	第16条(支払)第2項	概算払について、想定される回数・時期・上限割合等の運用基準があればご教示いただきたい。ITツールの調達費用等が事業初期に先行発生するため、概算払が認められる典型的なケースの目安を確認したい。	本条では、概算払の請求回数・時期及び条件は別途定めるとしていますが、概算払の要否と金額は支出計画書の基になる経費内訳書に基づき確認しますので、仕様書4.2.7「ITツール・サービスの費用計上」に記載のとおり、経費内訳書の修正タイミングである中間報告2回(2026年12月、2027年5月)、最終報告(2027年10月)に請求いただくのが妥当であると考えています。	2026年7月16日
121	II. 契約書(案)	P.13	第15条(支払うべき金額の確定)	委任契約に基づく本事業において、受託者が契約書類及び仕様書に沿って業務を実施した場合であっても、実績報告書の審査又は経費実績等の確認の結果、支払対象外又は減額となるケースがあればご教示ください。特に、公募FAQで示されている実証参加企業数の変動や計画変更の場合を除き、代表的なケースがあればご教示ください。	本事業において、当初の契約金額に比して支払金額が変更になるケースは、計画変更に伴うITツール・サービスの実績数(台数、ライセンス数、工数等)の変動によるものがほとんどであると想定しております。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
122	Ⅱ．契約書 (案)	P.13	第15条(支 払うべき金 額の確定)	本事業において、受託者が契約書類及び仕様書に沿って支援を実施したものの、実証参加企業の都合による途中辞退又は★3取得未達となった場合、当該企業に対して既に実施済みの業務に係る費用は、実績に応じて支払対象となる理解でよいでしょうか。相違がある場合は、その取扱い及び支払対象外又は減額となる条件をご教示ください。	本事業の調達は委任契約により行いますので、実証参加企業数が提案時の設定数を下回った場合、★取得が未達となった場合においても、本事業の実施事項に係る業務の遂行、仕様書に定める納入物の作成・提出、及び定められた業務プロセスの実施をもって業務完了とし、納入物の審査合格後、支払金額を確定します。ただ、実証参加企業数が著しく提案数を下回る場合は、実証の目的を満たしていないと判定され、納入物審査が不合格となる可能性がありますのでご注意ください。	2026年7月16日
123	Ⅱ．契約書 (案)	P.13	第15条(支 払うべき金 額の確定)	本事業において、受託者の責によらず事業全体が途中で中止又は終了となった場合、それまでに受託者が契約書類及び仕様書に基づき実施済みの業務に係る費用は、実績に応じて精算・支払対象となる理解でよいでしょうか。あわせて、支払対象外又は減額となる条件があればご教示ください。	本事業の調達は委任契約により行いますので、実証参加企業の途中辞退や協力停止により実証が途中で中止になった場合においても、本事業の実施事項に係る業務の遂行、仕様書に定める納入物の作成・提出、及び定められた業務プロセスの実施をもって業務完了とし、納入物の審査合格後、支払金額を確定します。なお、実証参加企業の途中辞退や協力停止が発生した場合は、実証期間3か月間の経過に関わらず、PMO事業者を介してIPAへ状況を報告してください。	2026年7月16日
124	Ⅱ．契約書 (案)	P.13	第16条第2 項(支払)	この概算払いですが、甲が認めた時とありますが、例えば、UTM等の導入時には弊社が仕入れを伴うため、一部の仕入れ伴うソリューションを導入後、都度概算請求をしたい場合も認められるのでしょうか？	概算払の請求回数・時期及び条件は別途定めるとしてありますが、概算払の要否と金額は支出計画書の基になる経費内訳書に基づき確認しますので、仕様書4.2.7「ITツール・サービスの費用計上」に記載のとおり、経費内訳書の修正タイミングである中間報告2回(2026年12月、2027年5月)、最終報告(2027年10月)に請求いただくのが妥当であると考えます。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
125	Ⅱ．契約書 (案)	P.14	第22条(契約不適合責任)	契約書(案)第22条の契約不適合責任について、本契約に基づく受託業務の納入物・成果物に関する責任を定めたものであり、実証参加企業に提供する既製のITツール自体については、各提供元が定める利用規約・約款に基づき提供されるものとして別に整理される理解でよいでしょうか。相違がある場合は、その対象範囲をご教示ください。	ご認識のとおり、本条は本契約に基づく受託業務の納入物・成果物に関する責任を定めたものとなります。	2026年7月16日
126	Ⅱ．契約書 (案)	P.14	第22条(契約不適合責任)	契約書(案)第22条の契約不適合責任に関して、実証参加企業に提供するITツールのライセンス数量や構成は、提案時の前提条件及び実証時点の参加企業状況に基づき設定されるものであり、その後の状況変化やIPAとの協議により見直しが必要となる場合であっても、直ちに契約不適合に該当するものではない理解でよいでしょうか。相違がある場合は、その取扱いをご教示ください。	ご認識のとおり、ご質問のケースは本条に定める契約不適合責任にはあたりません。	2026年7月16日
127	Ⅱ．契約書 (案)	P.15	第23条(損害賠償)	契約書(案)第23条の損害賠償責任について、本契約上の義務違反、契約不適合又は契約解除等に起因してIPAに生じた損害を対象とするものであり、実証参加企業に提供するITツール又は支援サービス自体に関する権利義務とは別に整理される理解でよいでしょうか。あわせて、当該ITツール又は支援サービス自体の利用条件については、各提供元が定める利用規約・約款に従う理解でよいでしょうか。	ご認識のとおり、本条は、契約不適合又は契約解除等に起因してIPAに生じた損害を対象とするものとなります。 本実証参加企業に対しては、仕様書4.3.1に記載のとおり、実証目的と参加要件を明確に示し、実証参加企業の誤解が生じないように努めてください。この点、契約締結後、IPAから受託者へ参加企業同意書(サンプル)を提供する予定なのでご参照ください。	2026年7月16日
128	Ⅱ．契約書 (案)	P.38	(別紙5) 検査基準書 4. 納入物及び提出物と受入基準(7)	「参加企業同意書」に関して、IPA側で書式が用意されるのでしょうか？あるいは、受託者側で用意するのでしょうか。	参加企業同意書は、契約締結後、IPAから受託者へサンプルを提供する予定です。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
129	Ⅱ. 契約書 (案)	P.38	(別紙5) 検査基準書 4. 納入物及び提出物と受入基準(9)	企業別支援実施記録について、必須となる様式又は記載粒度の指定はありますでしょうか。特に、相談対応記録、教育記録、運用支援記録等について、最低限記録すべき項目があればご教示ください。	企業別支援実施記録については、特に様式を定めていませんので、提案書に記載の上、説明してください。	2026年7月16日
130	Ⅰ. 公募要領	P.3、P.5	8.採択及び採択結果の通知(1)	「1件あたりの予算額100,000千円(消費税及び地方消費税込)を上限とし、予算額を超えた提案は採択しない」とあるが、この判定は申請書記載の税抜提案金額に10パーセントを加算した「採択価格」で行われるという理解でよいか(すなわち税抜提案金額の実質上限は90,909,090円という理解でよいか)。	ご認識のとおりです。	2026年7月16日
131	Ⅲ. 仕様書	P.41	3.1 事業の実施事項	途中で従業員数が変わった場合等により、中小企業ではなくなった場合であっても実証を継続できるのか？	仕様書4.3.3に記載の実証参加企業の登録時に、仕様書3.1に掲載の【本事業における中小企業等の定義】の要件を満たしていれば、差し支えありません。	2026年7月16日
132	Ⅲ. 仕様書	P.42、 P.43	4.1.1 診断・助言サービス 4.1.2 ITツールの導入	「対策状況の診断にあたっては、中小企業等が既に要求事項を達成している項目や、中小企業等が自助対応できる項目も含まれることが考えられる」と示す一方、4.1.2 ITツールの導入においてIT資産管理ツール等の例示がなされている。中小企業等による自助対応の中には、規模や現況によって紙の台帳やExcel・クラウドサービスの無償プラン等、追加コストの少ない既存ツールもしくはそれらの組み合わせを用いることが想定されるが、その際の完全性や機密性は推奨ツールの水準に及ばないことも少なくない。この際のツールの推奨やその強度に関しては、中小企業の現況を前提に、助言や指導を行う者の知見に照らして柔軟に対応することに差し支えはないか。	お助け隊サービス(新類型)の診断・助言サービスにおける、中小企業等の対策状況の診断においては、人的リソースや経営資源が不足する中小企業の特性を考慮の上、最適な方法をご提案ください。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
133	Ⅲ. 仕様書	P.42、 P.48	3.2 事業スケジュール 4.4 SCS評価制度の★取得申請	SCS評価制度の運用開始は2026年度末頃とされているが、実証参加企業による★3取得申請が可能となる時期はいつ頃を想定しているか。実証開始(2026年10月)から制度開始までに★3要求事項の充足に至った企業について、申請受付開始までの期間の取扱い(実証期間への算入、支援継続の可否等)をご教示いただきたい。	SCS評価制度の★3取得申請は2027年4月から見込んでいます。 実証参加企業の★3取得支援と★3取得申請のスケジュール感は、仕様書4.2.3に記載のとおり、効率的な方法をご提案ください。	2026年7月16日
134	Ⅲ. 仕様書	P.43	4.1.2 ITツールの導入	提案書に記載するITツールについて、同一の要求事項に対応するITツールを複数候補として記載することは認められるか。認められる場合、経費内訳書における当該ITツールの費用は、(1)候補ごとの複数パターンで提示する、(2)最も高額な候補を上限として一本化して提示する、のいずれによるべきか、ご教示いただきたい。	組成するお助け隊サービス(新類型)におけるITツールは、コスト制約があり人的リソースが不足している中小企業等が、効率よくSCS評価制度の★取得ができるよう選定したものを、提案書と経費内訳書に記載し、SCS評価制度のどの要求事項に対応するものを明らかにしてください。同一の要求事項で複数のITツールを選定する場合は、その理由を提案書に記載し、経費内訳書にそれぞれITツールの数量を記載してください。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
135	Ⅲ. 仕様書	P.44	4.1.3 ITツール以外の支援サービス	契約書の相談は弁護士、就業規則等の規程は社労士の独占業務とされているところ、・就業規程等に盛り込む守秘義務案、・セキュリティ対応方針、・仕様書や契約書に記載する機密情報の取扱い方法、・仕様書や契約書に記載するインシデント発生時の対応方法、・情報に係るための守秘義務契約案、・機密性の高い情報資産(情報)の一覧、・入室権限やシステムのアクセス権の管理規程等が例示されている。これらは、①あくまでも「案」を提供するサービスであり、採否は中小企業等が主体的に判断する、② 個別具体的なケースを前提に作成するサービスではないことから弁護士法等の定めに触れるものでないと解して差し支えないか。 このとき中小企業等の状況により、① 中小企業等の環境・業務に合わせて相談に応じる、および加筆修正を行う、② 取引先を事実上1社しか想定しえない等の状況も想定し得るが、なお①②の理解は変わらないとしてよいか	ご認識のとおりです。	2026年7月16日
136	Ⅲ. 仕様書	P.44、P.46	4.1.6 アラート情報やインシデントレポートの提供 4.2.6 実証内容の報告 ③	アラート情報・インシデントレポートの「適時」の提供について、提供の形式(様式・データ形式)、頻度、および提供方法(システム連携/メール等)に関する現時点での想定があればご教示いただきたい。定型的な定期報告作業(例:月次のとりまとめ)として工数を見積もるべきか、アラート発生の都度の個別報告を想定すべきかを確認したい。	本事業の実証において、PMO事業者を介してIPAに提供いただく実証参加企業のアラート情報やインシデントレポートの提供形式、頻度は、受託者が組成するお助け隊サービス(新類型)で企業へ提供する情報と同じものを、実証参加企業への報告と同タイミングで提供いただくことを想定しています。また、提供方法はシステム連携まで考えておりません。具体的な提供方法については、実証事業開始後、PMO事業者から採択者へ連絡します。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
137	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	実証参加企業数について、貴機構として想定する最低企業数または目安があればご教示いただきたい。また、★4取得支援の企業数についても同様に目安があればご教示いただきたい。	本事業の実証では、実証参加企業数の最低企業数の設定はありませんが、実証の目的に比して実証参加企業数を著しく低く設定した提案の場合は、その理由を提案書に記載して説明してください。 また、本事業の実証では★4取得支援は推奨事項となっているため、支援する企業数の設定は提案書に記載して説明してください。	2026年7月16日
138	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	事業内容(仕様書)4.2.2「実証参加企業数の設定」に関して、実証参加企業数のカウント単位は、法人単位の理解でよいでしょうか。複数部門又はグループ会社を対象とする場合の考え方があればご教示ください。	本事業の実証参加企業は、仕様書3.1に掲載の【本事業における中小企業等の定義】に記載の法人となります。	2026年7月16日
139	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.2 実証参加企業数の設定	「実証参加企業の見積り類型は、50人規模の製造業、拠点は1か所(本社と工場が同一箇所)」という記載がございました。一方、41ページには【本事業における中小企業等の定義】としての表が示されており、この中では製造業以外の業種も記載があり、また製造業においても「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主」という定義があり、45ページで記載されている見積り類型と異なるものでした。この点について、参加企業の条件についてはどのように考えればよろしいでしょうか。	仕様書4.2.2の記載の見積り類型は実証参加企業数を見積もるためのものとなります。一方、仕様書3.1に掲載の【本事業における中小企業等の定義】の記載は本事業の実証参加企業の要件となります。	2026年7月16日
140	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.3 実証期間及びスケジュール	「実証参加企業1社あたりの実証期間は、最低3か月以上とする。」という記載がございますが、実証の完了という定義としては「SCS 評価制度の★取得申請」まで、ということになりますでしょうか。	実証完了のタイミングは、SCS評価制度の★取得申請も含めて、実証期間3か月以上を要件に、受託者が行う実証の実施方法の中で取り決めて、提案書に記載してください。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
141	Ⅲ. 仕様書	P.45	4.2.3 実証期間及びスケジュール	SCS評価制度の取得申請開始は2027年4月からを予定している。一方で実証の開始は2026年10月からであり、2027年4月までには申請準備が完了する参加企業が多数見込まれる。その場合はどのように実証を完了すればよいか。	実証完了のタイミングは、SCS評価制度の★取得申請も含めて、実証期間3か月以上を要件に、受託者が行う実証の実施方法の中で取り決めて、提案書に記載してください。	2026年7月16日
142	Ⅲ. 仕様書	P.45、 P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上	本事業の事業期間は2027年12月28日(火)までだと認識しております。 積算に関して、仮に2027年5月に無事に★取得申請が完了したとして、2027年6月以降の分はどのような計上になりますでしょうか。取得完了した2027年5月分までで6月分以降は参加企業の自己負担になるのか、それとも2027年12月分までは参加企業にとっては無償で利用できる状態になるのか、どちらでしょうか。もし、後者の場合はその費用も含めて積算に加えるべきだと考えておりますが、伴走支援が完了した参加企業に対する費用積算の考え方についてご教示ください。	本事業は、SCS評価制度の★3・★4取得支援を目途に、中小企業に対する持続可能なセキュリティ対策支援体制を構築することを目的に実証を実施します。この点、仕様書4.2.3に記載のとおり、実証の実施方法は、実証参加企業1社あたり3か月以上を要件に、実証期間(1年間)内で、受託者に効率的な方法を提案いただくこととしています。受託者は提案する実施方法に基づき、実証に使用するITツール・サービスの必要数を経費内訳書に記載いただくことになります。また、仕様書4.2.2に記載のとおり、実証のために用意したITツールやサービス等を、実証の範囲内で無駄なく展開できるよう対応を提案していただきます。	2026年7月16日
143	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点④	「実証終了後のビジネス化を考慮し、実証参加の中小企業等へ継続的なサービス展開が図られるよう、サービス継続を念頭においた内容にすることが望ましい。」とされているところ、特にITツール以外の支援サービスについては、★取得までの支援と取得後の★継続の支援内容は、その内容および工数を異にするものと考えられる。また、実証事業を経てサービス価格の見直しを図ることも想定される。 提案時点で最終的な提供価格とサービス内容を確定しなければならないか。実証事業だけではなく、継続的なサービスについても確定しなければならないか。仮に修正が容認される場合は何を基準にどの程度が許容されるか。	本事業の実証結果から、受託者が組成したお助け隊サービス(新類型)のサービス体系や価格要件は変化し得るものと考えます。このため、実証終了後に継続するサービス内容は、必ずしも実証を行ったサービス内容と同一でない場合もあるという認識です。 なお、実証期間中に実証に使用するITツール・サービスを変更する必要がある場合は、仕様書4.2.7に記載のとおり、提案書及び経費内訳書を修正の上、提出してください。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
144	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.5 実証実施の留意点 ⑤	実証終了後にサービス継続を望まない実証参加企業に対するセキュリティ機器の撤去・ソフトウェア等のアンインストール(原状復帰)は「受託者が本事業の業務として」行うとされているが、当該原状復帰に要する費用(作業工数、機器回収・返送費等)は経費内訳書に計上し、本事業の委託金の対象となるという理解でよいか。あるいは受託者と実証参加企業との個別の取り決めにより費用負担を定めるものか、ご教示いただきたい。また、経費計上する場合、サービス継続を望まない企業数の見込みが提案時点では不明であるため、想定すべき前提(例:全参加企業が非継続と仮定して計上)があればご教示いただきたい。	サービス継続を望まない実証参加企業に対する、実証に使用したセキュリティ機器の撤去やソフトウェア等のアンインストール費用は実証費用の中に含めていただくことになります。サービス継続率は受託者の設定による計算とし、計画差異が生じた場合は本事業の公募要領に定める採択事業者1件あたりの予算額を上限に修正(計画変更)するものとします。この点は、提案書及び経費内訳書に記載して説明してください。 なお、本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に作業協力を依頼することはできませんが、費用負担を求めることはできません。	2026年7月16日
145	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上 ①	ITツールの費用負担は「実証期間において使用した金額」とされているが、最低契約期間の制約等により実証期間を超える契約(例:12か月ライセンスを6か月の実証に使用)が避けられない場合、実証期間相当分への按分計上は認められるか。それとも実証期間を超える契約形態自体が認められないか。	お助け隊サービス(新類型)を構成するサービス費用が年間契約であるような場合は、実証期間(1年間)内の費用を事業費に含めることができます。この場合、年間契約である旨を経費内訳書に記載してください。	2026年7月16日
146	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上、別紙5 検査基準書 4.(5)	実証期間中のお助け隊サービス(新類型)の提供費用は全額貴機構負担(実証参加企業の自己負担なし)という理解でよいか。あるいは、価格要件検証の一環として実証参加企業に一部費用負担を求める設計は認められるか。	ご認識のとおり、受託者が組成するお助け隊サービス(新類型)サービスの実証参加企業への提供費用は、本事業の実証期間中に限りIPAが負担します。なお、本実証の参加企業は無償ですので、実証参加企業に費用負担を求めることはできません。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
147	Ⅲ. 仕様書	P.46	4.2.7 ITツール・サービスの費用計上 ①	UTM装置を導入する場合、本体＋ライセンスが一般的な構成ですが、本体は実証期間の費用として含まれる、但しライセンスは実証期間内、ライセンスは通常1年単位の為、1年3か月実証する場合は、2年分上記の解釈でよろしいのでしょうか？	本実証で使用する、お助け隊サービス(新類型)を構成するITツール・サービス費用が年間契約であるような場合は、実証期間(1年間)内の費用を事業費に含めることができます。この場合、年間契約である旨を経費内訳書に記載してください。なお、本事業の実証期間は1年を予定しています。	2026年7月16日
148	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.3.1 実証参加企業の募集方法	同一の中小企業等が、複数の採択事業者の実証に参加することは認められるか。	同一の中小企業等が、複数の採択事業者の実証に参加することは認められません。仕様書4.3.3に記載の実証参加企業のIPAへの報告で、参加企業の重複が確認された場合は、当該企業は実証参加不適当と判断される場合があります。	2026年7月16日
149	Ⅲ. 仕様書	P.47	4.3.1 実証参加企業の募集方法	経済産業省及び貴機構が開設予定の案内ウェブサイト経由の実証参加問合せは、どのような基準で各採択事業者に振り分けられるのか、ご教示いただきたい。	経済産業省及びIPAが開設する本実証のウェブサイト経由の実証参加問合せは、一次的には問合せ者の実証事業者を選択してもらう方法を考えています。詳細はまだ決まっていないので、本事業開始後、採択者へ運用方法を連絡します。	2026年7月16日
150	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.3.3 実証参加企業の登録	実証参加企業が途中辞退した場合、辞退時点までに当該企業に導入・提供したITツール費用及び支援サービスの工数は、実績として支払対象と認められるか。	実証参加企業が途中辞退した場合においても、辞退時点までに実証に使用したITツール・サービスに関わる工数・費用は経費実績として認められます。この場合においては、途中辞退に至った状況をPMO事業者を介してIPAへ報告し、要因等の考察を成果報告書に記載してください。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
151	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請②	SCS評価制度のセキュリティ専門家の指定研修について、(1)実施時期・回数、(2)受講費用の有無と負担者(本事業の経費計上可否)、(3)1事業者あたりの受講可能人数の制限、をご教示いただきたい。また、研修実施時期が遅延した場合の★取得申請支援スケジュールの取扱いについてもご教示いただきたい。	SCS評価制度のセキュリティ専門家の指定研修は、2026年度末のSCS評価制度の開始までに指定研修機関で実施される予定なので、実施時期及び研修費用は、SCS評価制度のウェブサイトでご確認ください。なお、研修費用は本事業の実証費用に含めることはできません。 ◇サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度(SCS評価制度) https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html また、研修実施時期が遅延した場合は、仕様書5.留意事項に記載のとおり、IPAと受託者が協議の上で対応を決定することとしています。	2026年7月16日
152	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請④	SCS評価制度事務局への★3申請・登録費用は「IPAが負担する」とあるが、これは受託者の経費内訳書に計上する(受託者が立替払いする)ものか、貴機構から事務局へ直接支払われるもの(経費内訳書への計上不要)か、ご教示いただきたい。	実証参加企業の★3申請・登録費用は、IPAがSCS評価制度事務局と調整し、本事業の実証期間中に限り、★3申請を行う企業への費用請求を行わない運用とします。したがって、受託者はこの分の費用を経費内訳書に記載不要です。	2026年7月16日
153	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS評価制度の★取得申請②	情報処理安全確保支援士は毎年研修を受けておりますが、それとは別の「セキュリティ専門家の指定研修」を受講させる必要があるという認識でよろしいですか。 また、「★3取得支援を行う者」とはセキュリティ専門家のみという認識でよろしいですか。	SCS評価制度のセキュリティ専門家の指定研修は、2026年度末のSCS評価制度の開始までに、指定研修機関で実施される予定なので、研修内容等はSCS評価制度のウェブサイトでご確認ください。 ◇サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度(SCS評価制度) https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
154	Ⅲ. 仕様書	P.48	4.4 SCS 評価制度の★取得申請	★3取得申請書のフォーマットは現時点で存在するか？	★3取得申請書のフォーマットは未だ公開されていません。 ★取得申請書等は、2026年度末のSCS評価制度の開始までに公開される予定なので、SCS評価制度のウェブサイトでご確認ください。 ◇サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度(SCS評価制度) https://www.ipa.go.jp/security/scs/index.html	2026年7月16日
155	Ⅲ. 仕様書	P.49	6.事業の実施体制(5)	「実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有すること。」とされている。新規参入を排除する意図でなければ、①この定め目的とするところ、②実施責任者に期待する能力、③「公的機関」の範囲、④「実証事業」と認められる事業名称等の判断基準、⑤「実施経験」の程度を詳らかにされたい。	本項目は、実施責任者が本事業と同様の公的機関の実証事業の実施経験を有することで、本事業実施の管理能力を評価するものです。したがって、実施責任者の当該経験を裏付ける経歴(職歴、業務経験)などを提案に含めてください。なお、本項目は事業者の新規参入を排除することを意図したものではありません。	2026年7月16日
156	Ⅲ. 仕様書	P.49	6.事業の実施体制(5)	実施責任者に求められる「公的機関の実証事業の実施経験」について、公的機関(国、独立行政法人、地方公共団体等)からの委託事業・補助事業(調査研究、システム開発、普及啓発等)における実施責任者としての経験は本要件を満たすと解してよいか。「実証事業」と銘打たれた事業の経験に限定される場合、その判断基準をご教示いただきたい。	本項の要件に関するご質問の件はご認識のとおりです。 実証事業についての判断基準はありませんが、一般的に「新たな技術や取組みなどを実際に試行し、その有効性や経済性などを確認すること」であると理解しております。	2026年7月16日
157	Ⅲ. 仕様書	P.49	6.事業の実施体制(5)	「実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有すること。経験を裏付ける経歴(職歴、業務経験)などを提案に含めること。」とあるが、公的機関の実証事業への実施経験を持っていない場合は、参加は難しいのでしょうか？ 難しい場合、今回の実証事業へ参加される想定の方でこの経験を持たれる企業は何社あるとIPAでは想定されているのでしょうか？	本事業の円滑な業務遂行の観点から、実施責任者は、公的機関の実証事業の実施経験を有することとしていますので、実施責任者の経験を裏付ける経歴(職歴、業務経験)などを提案に含めてください。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
158	I. 公募要領	P.5	8.採択及び採択結果の通知(1)	「複数者を採択予定」とあるが、採択予定件数の目安(または本事業の予算総額)をご教示いただきたい。	公募要領では本事業の採択者の予定数は掲載していません。	2026年7月16日
159	III. 仕様書	P.52	【様式B】情報取扱者名簿	情報取扱者名簿等に記載する氏名について、業務上通称(旧姓)を使用している者がいる場合、通称での記載は可能でしょうか。不可の場合、戸籍上の氏名との併記等、必要な記載方法をご教示ください。	情報取扱者名簿等に記載する氏名は、旧姓通称で記載して差し支えありません。	2026年7月16日
160	IV. 公募資料作成要領	P.55	2.2 提案書様式	提案書本文および添付資料について、頁数の上限・目安はあるか。	提案書本文及び添付資料について、頁数の上限はありませんが、仕様書に記載された内容をどのように実現するか、分かりやすく作成してください。	2026年7月16日
161	IV. 公募資料作成要領 VII. その他関係資料	P.58、 P.74	経費内訳書、(様式2)申請書	申請書に記載する提案金額について、経費内訳書は見積類型に基づく積算額を記載し、申請書には公募要領記載の上限額(100,000千円、消費税及び地方消費税込)を記載する整理でも差し支えないでしょうか。あるいは、申請書記載額と経費内訳書記載額は一致している必要がありますでしょうか。	申請書の提案金額は、I. 公募要領(4)公募方法④に記載のとおり、税抜金額となります。したがって、経費内訳書の合計額(税抜)と申請書の提案金額(税抜)は一致した金額になります。	2026年7月16日
162	V. 評価項目一覧	P.61	1.2.1 お助け隊サービス(新類型)の組成	提案要求事項におけるITツール及びITツール以外の支援サービスとSCS評価制度要求事項との対応関係について、提案時には、評価基準単位ではなく、要求事項単位で対応関係を示す整理でよいでしょうか。	仕様書の記載のとおり、提案書に記載して説明してください。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
163	V. 評価項目一覧	P.62	1.2.2 お助け隊サービス(新類型)の実証	提案要求事項における実証参加企業数について、★3取得支援と★4取得支援の企業数を分けて記載するに当たり、提案時には、予算上限額1億円(税込)の範囲内で、見積り類型及び提案するサービス内容に基づき受託者において設定した見込み数を記載する整理でよいでしょうか。	仕様書の記載のとおり、提案書に記載して説明してください。	2026年7月16日
164	VII. その他関係資料	P.74	(様式2) 申請書	申請書について、代表者氏名欄の印および代理人・復代理人氏名欄の印についてご教示ください。押印する印鑑は、会社実印(丸印)を使用する必要がありますでしょうか。または、角印でも差し支えありませんでしょうか。両者いずれでも可との理解でよろしいでしょうか。	申請書の押印は、契約書に押印する契約印を押印してください。また、本書の代理人、復代理人欄の記載は不要です。	2026年7月16日
165	VII. その他関係資料	P.74	(様式2) 申請書	申請書について、代理人および復代理人として記載する者は、代表者が所属する会社の従業員等、本件の提出手続きを行う者を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。また、代理人および復代理人に就任できる者の範囲について、何か要件や制限がございましたらご教示ください。	本書の代理人、復代理人欄の記載は不要です。	2026年7月16日
166	VII. その他関係資料	P.74	(様式2) 申請書	申請書について、代理人または復代理人が申請書を提出する場合、代理人または復代理人が申請者の従業員(商号又は名称に記載された法人に所属する者)であっても、委任状の提出は必要でしょうか。また、委任状が必要な場合、その様式に指定があるかご教示ください。	本書の代理人、復代理人欄の記載は不要です。また、委任状の提出も不要です。	2026年7月16日
167	VII. その他関係資料	P.74	(様式2) 申請書	押印欄につき代表者印の欄がございますが、従来型の印鑑ではなく、弊社で通常活用しております電子印章の利用でご提出させていただけますでしょうか。	申請書の押印は、契約書に押印する契約印を押印してください。また、本書の代理人、復代理人欄の記載は不要です。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
168	SCS評価制度 ★3・★4要求 事項・評価基 準	その他	6-1-1-1 イン シデント対 応手順	「・以下の手順を含んだセキュリティインシデント への対応手順を定めること。 発見報告、②初動、③調査・対応、④復旧、⑤ 最終報告」と評価基準があるが、UTMメーカーの サービスにウイルス駆除及びサイバー保険があり、 そのサービスを利用することで①～⑤と同等 の事が出来ているがそのサービス利用を対応手 順として見なせるのか？	SCS評価制度の★3・★4要求事項・評価基準 については、現在の公開情報をもとに、お助け 隊サービス(新類型)の組成を提案してくださ い。なお、仕様書4.1.5に記載のとおり、2026年 秋頃(10月予定)を目途に、SCS評価制度の評 価ガイド等が公開予定なので、必要に応じて お助け隊サービス(新類型)の内容を見直すこ とも考慮してください。	2026年7月16日
169	SCS評価制度 ★3・★4要求 事項・評価基 準	その他	7-1-1-1 事 業継続要件 に沿った復 旧準備	「・事業継続上重要なシステムについて、サイバ ー攻撃を念頭に、業務の目標復旧レベルを定め たうえで、当該レベルまで業務を回復するため に必要な対策を、以下の例を参考として整備す ること。」と評価基準があるが、UTMメーカーのサ ービスのサイバー保険で復旧出来るレベルを目 標として設定しそのサービス利用を対策として見 なせるのか？	SCS評価制度の★3・★4要求事項・評価基準 については、現在の公開情報をもとに、お助け 隊サービス(新類型)の組成を提案してくださ い。なお、仕様書4.1.5に記載のとおり、2026年 秋頃(10月予定)を目途に、SCS評価制度の評 価ガイド等が公開予定なので、必要に応じて お助け隊サービス(新類型)の内容を見直すこ とも考慮してください。	2026年7月16日
170	SCS評価制度 ★3・★4要求 事項・評価基 準	その他	5-1-1-2 ネ ットワーク接 続・データ の監視	「・ネットワーク機器のログ及びアラートを分析し、 セキュリティ担当部署の担当者又は管理者により 不審な事象が発見された場合に、それがセキュ リティインシデントに該当するかが判断されるこ と。」と評価基準があるが、UTMを設置しその UTMメーカーのサービスで監視及び通知を行っ てもらう場合は評価基準を満たせていると考 えてよいのか？	SCS評価制度の★3・★4要求事項・評価基準 については、現在の公開情報をもとに、お助け 隊サービス(新類型)の組成を提案してくださ い。なお、仕様書4.1.5に記載のとおり、2026年 秋頃(10月予定)を目途に、SCS評価制度の評 価ガイド等が公開予定なので、必要に応じて お助け隊サービス(新類型)の内容を見直すこ とも考慮してください。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
171	SCS評価制度 ★3・★4要求 事項・評価基 準	その他	5-1-1-3 ネットワーク接続・データの監視	「・No.5-1-1-1で設置したネットワーク機器又はサービスについて、以下の要件を満たす異常時に通知する仕組みを導入すること。 -アラートが速やかに発報されること。 -インシデントの速報レポートが作成され、通知されること。」と評価基準があるが、速報レポートの内容はどのレベルが求められているのか。アラート通知の内容に送信元情報(IPアドレス、ポート番号)、送信先情報、検出した脅威内容が含まれている場合は速報レポートと見なしでもよいのか？	SCS評価制度の★3・★4要求事項・評価基準については、現在の公開情報をもとに、お助け隊サービス(新類型)の組成を提案してください。なお、仕様書4.1.5に記載のとおり、2026年秋頃(10月予定)を目途に、SCS評価制度の評価ガイド等が公開予定なので、必要に応じてお助け隊サービス(新類型)の内容を見直すことも考慮してください。	2026年7月16日
172	SCS評価制度 ★3・★4要求 事項・評価基 準	その他	3-1-1 情報機器、OS及びソフトウェアに関する情報の把握	例えば3-1-1-1の「・パソコン及びシンクライアントの製造元、OS及び台数を把握するための仕組みを整備すること。」の仕組みとはツールやソフトウェアのみを指しているのでしょうか。IT機器の棚卸手順などの手動で確認し電子ファイル(Excel等)に記録する方法でも評価基準は満たせるのでしょうか？	SCS評価制度の★3・★4要求事項・評価基準については、現在の公開情報をもとに、お助け隊サービス(新類型)の組成を提案してください。なお、仕様書4.1.5に記載のとおり、2026年秋頃(10月予定)を目途に、SCS評価制度の評価ガイド等が公開予定なので、必要に応じてお助け隊サービス(新類型)の内容を見直すことも考慮してください。	2026年7月16日
173	SCS評価制度 ★3・★4要求 事項・評価基 準	その他	3-1-2 ネットワークに関する情報の把握	例えば3-1-2-1の「・ネットワークを把握するための仕組みを整備すること。その際、把握すべき情報の中に各ネットワークの所在地及び用途に関する情報を含めること。」の仕組みとはツールやソフトウェアのみを指しているのでしょうか。ネットワークの棚卸手順などの手動で確認し電子ファイル(Excel等)に記録する方法でも評価基準は満たせるのでしょうか？	SCS評価制度の★3・★4要求事項・評価基準については、現在の公開情報をもとに、お助け隊サービス(新類型)の組成を提案してください。なお、仕様書4.1.5に記載のとおり、2026年秋頃(10月予定)を目途に、SCS評価制度の評価ガイド等が公開予定なので、必要に応じてお助け隊サービス(新類型)の内容を見直すことも考慮してください。	2026年7月16日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
174	SCS評価制度 ★3・★4要求 事項・評価基 準	その他	4-3-4-2 適 切なバック アップ	「・重要な機密情報については、No.4-3-4-1に おけるバックアップに加えて、遠隔地バックア ップを実施すること。」と評価基準があるが、遠隔 地はバックアップ機器(サーバーなど)が保有する クラウド連携機能で基準を満たしていると考えて いますが問題ないでしょうか？	SCS評価制度の★3・★4要求事項・評価基準 については、現在の公開情報をもとに、お助け 隊サービス(新類型)の組成を提案してくださ い。なお、仕様書4.1.5に記載のとおり、2026年 秋頃(10月予定)を目途に、SCS評価制度の評 価ガイド等が公開予定なので、必要に応じて お助け隊サービス(新類型)の内容を見直すこ とも考慮してください。	2026年7月16日